

2017年1月11日

一般社団法人日本アロマセラピー学会 正会員 各位

## 評議員の立候補受付について

一般社団法人日本アロマセラピー学会  
選挙管理委員会委員長 千葉良子

本法人の定款及び役員選出に関する規程に基づき、評議員の選出並びに理事及び監事の候補者の選出を行いますので、ご案内申し上げます。

本年2月28日までに評議員を選出し、4月28日までに新評議員による選挙により理事及び監事の候補者を選出致します。

評議員に立候補される方は、以下に記載する評議員の資格等及び条件をご参照頂き、「評議員選出審査基準」及び「評議員立候補届」に所定の事項をご記入の上、

**2017年1月11日から1月30日までに FAX または郵送にて下記宛にご提出下さい。**

### 1 評議員

- ① 定員： 100名
- ② 任期： 2年（2017年4月1日～2019年3月31日）
- ③ 資格： 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の「社員」となります。  
一定の要件を満たすと理事及び監事に立候補できます。  
会員の資格を喪失した場合、評議員たる資格も喪失します。
- ④ 議決権： 社員総会において1議決権を有します。
- ⑤ 名簿： 氏名及び住所を記載した名簿を学会の主たる事務所に備え置きます。

### 2 立候補の条件

- ① 就任時（2017年4月1日）の年齢が70歳未満であること。
- ② 本法人の正会員であり、かつ立候補時に会費を完納していること。
- ③ 臨床系会員は、立候補日現在において本法人が発行する有効な「認定証」を有していることがのぞましい。  
基礎系の研究者会員は、アロマセラピーに深い知識、研究業績を有すること。
- ④ アロマセラピーの正しい普及・進歩・発展に寄与していること。  
なお、正当な理由がなく任期中社員総会に全く出席しなかった方、また本学会、地方会、研究会などで発表がない方などの立候補は、認められないことがあります。

<提出先>

一般社団法人日本アロマセラピー学会 選挙管理委員会

FAX 03-3764-8662

〒143-0006 東京都大田区平和島 5-1-1 ヤマトインターナショナルビル 8F

以 上